

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

2014.2.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
SCビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第86号

ケアマネ SAPPORO

- P1~2. 札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 委員 早坂 悟郎『成年後見制度の使い方(1)』
- P3. 札幌歯科医師会事業案内
- P4. 札幌市からのお知らせ『要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)が利用しやすくなります』
- P5. コラムVOL2『民生委員は大変』NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人
- P5. こんにちは！窓口（厚別区）
- P6. 知っ得 アセスメント「家族への支援の必要性」
- P6. 今月のQuestion
- P7. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー
[ケアマネ奮闘記①~ケアプランセンター光生舎ゆいま〜る
・もみじ台 管理者 佐々木 祥信]
- P8. 掲示板 研修会のご案内
[ケアマネ奮闘記②~特別養護老人ホーム厚別園 八木 考二]



成年後見制度の使い方(1)

札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 委員 早坂 悟郎

○成年後見制度について

精神上の障害により、物事を判断する能力が不十分な方の財産管理・身上監護のため、法律上、成年後見制度が用意されていることはご承知の通りです。成年後見制度は、高齢者・障がい者の方への虐待対応や、認知症のお年寄りの身上監護などに非常に有用です。

この成年後見制度の使い方について、3号連続でご説明させていただこうと思います（成年後見制度には、後見、保佐、補助の3類型がありますが、以下では総称して「成年後見」と記載します）。

今回は、成年後見申立ての概要と、弁護士によるサポート窓口について、説明させていただきます。

○申立人

成年後見の申立ては、本人、配偶者、4親等内の親族が行うことができます。

そのほか、市町村長は、本人の「福祉を図るため

特に必要があると認めるとき」には、申立人となることができます（老人福祉法32条等）。この「市町村長申立て」の手続きについては、次号以降で詳しく説明します。

○申立手続

申立ては、家庭裁判所に、後見申立書と、成年後見用診断書、財産目録、後見予算表その他の添付資料を提出して行います。札幌家庭裁判所を含む多くの家庭裁判所では、後見申立ては予約制になっており、申立書類が揃ったら、事前に家庭裁判所に申立日の予約を入れ、予約日に申立書類一式を持参して、申立人、（出席できるのであれば）本人、後見人候補者等が家庭裁判所に出頭して、家庭裁判所の書記官、調査官と面談を行います。

申立てに必要な書式及び添付資料の案内は、家庭裁判所に備え付けられており、窓口（札幌家裁では「成年後見センター」）に行けばもらえます。また

札幌家裁ホームページ

(http://www.courts.go.jp/sapporo/saiban/tetuzuki_kasai/kasai/index.html 裁判所トップページ > 各地の裁判所 > 札幌地方裁判所・札幌家庭裁判所 > 裁判手続きを利用する方へ > 札幌家庭裁判所の家事手続案内 > 申立て等で使う書式例) からダウンロードができます。

添付資料は、法務局で取得する本人の「登記されていないことの証明書」や、後見人候補者の身上に関する報告書、ご本人の財産に関する資料などがあります。

申立てにあたり、裁判所に納める費用は、印紙代合計3400円程度、郵券3140円です。このほか、成年後見用診断書だけでは、後見制度の利用の可否や後見、保佐、補助いずれの類型が相当か、判断がつかないような場合には、精神科医師による鑑定が必要となり、この鑑定費用も、原則として、申立人が負担しなければなりません。札幌家裁においては、鑑定費用は概ね5万円という運用になっています。

ただし、上記の印紙代、郵券代及び鑑定費用（審判費用）については、家裁に、本人負担とするよう上申書を提出し、ご本人の負担とする決定を求めることができます。

○後見用診断書

後見申立てにあたっては、主治医の先生に後見用診断書を記載していただく必要があります。診断書作成費用は病院により異なります。

○弁護士に申立てを依頼する場合（弁護士費用、法テラスの利用）

後見申立ては、申立人が上記のような書類を裁判所に提出して行うことができますが、弁護士に依頼して行うこともできます。弁護士は、代理人として、申立書を作成するほか、家裁書記官との面談に同席して、申立てについて説明したり、意見を述べたりすることができます。

弁護士費用は、作業量、作業の難易度などを勘案し、各弁護士がそれぞれ決定します。私の感覚では、概ね10万円～20万円の範囲が多いように思います。

申立人世帯が一定の収入・資産基準未満の場合に

は、日本司法支援センター（法テラス）が、弁護士費用を立替払いしてくれる制度があります（民事法律扶助）。法テラスを利用する場合の弁護士費用は、実費含め8万円～12万円（消費税別途）程度です。

この弁護士費用についても、審判費用と同様、家裁に本人負担とするよう上申することができます。ただし、弁護士費用については、申立人と本人との関係性、本人の資力等を勘案して、本人負担とするか否か決定されるようで、審判費用よりはハードルが高いようです。

○弁護士会のサポート窓口

札幌弁護士会では、高齢者・障がい者支援センター（通称「ホッと」）で、弁護士による高齢者・障がい者の方のための来館相談・出張相談を行っています。来館相談は毎週水曜日13:30～15:30に行われていて、1回の相談は40分です。来館相談の相談料は無料です。出張相談は、高齢・障がいのため来館できない方を対象に行うもので、原則として相談料60分1万5000円をご負担いただいています。ただし、生活保護受給世帯の方は無料です。

いずれも、事前に「ホッと」専用ダイヤル（011-242-4165）へお電話いただき、来館・出張相談の予約をしていただくこととなります。電話は、月～金（祝日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00が受付時間です。ただし、いずれの相談も、ご本人の同席が必要となります。

また、まずは、電話で後見の手続きについて聞いてみたい、という場合には、北海道弁護士連合会が行っている電話相談「北海道弁護士ホッとライン」

（011-251-7707）も利用できます。高齢者・障がい者の法律問題について、弁護士が、ご本人、ご家族または支援者の方の相談に応じる電話相談です。受付時間は、祝祭日を除く毎週月曜日13:00～15:00です。この電話相談は、ケアマネさんなどの支援者の方が、単独で相談を受けることができますので、お気軽にお電話ください。

以上

札幌歯科医師会事業案内

札幌歯科医師会は大正2年（1913年）に設立され、現在、藤田一雄会長のもと、市民の歯・口腔の健康維持のため日夜努力しております。行政区域として札幌市・江別市・石狩市の医療機関が会員となっており、各地区での地域医療の最前線を担っています。高齢者の口腔管理という点で、介護と歯科医療が協調することにより、健康維持・増進が実現できるケースも多いのではないかと確信しております。会員数が1370名を超え、事業も多岐にわたりますが、介護支援専門員の皆様に関連のある事業としては下記の3つが挙げられます。



札幌歯科医師会会長
藤田 一雄

1. 訪問歯科事業

高齢者介護の現場において、口から食べることが重要であると認識されつつあると思います。在宅で口腔機能の低下した高齢者が歯科医院に通院できないような状況であれば、札幌歯科医師会にご相談ください。訪問診療が可能な歯科医療機関が500以上登録されており、お申し込み後、担当医が訪問します。自宅や施設・病院で、入れ歯の作製や修理などの治療を受けることができます。入院施設のある歯科医療機関や大学病院はもちろん、関係業種との連携もしっかりと構築されていますから、どうぞ安心してご相談ください。

2. 摂食・嚥下リハビリテーション

誤嚥性肺炎は高齢者の死因の上位となっており、大変問題です。口からこぼす、おせる、よく噛めないなど、うまく食べられないことでお困りの方には摂食嚥下リハビリテーションも行っています。札幌歯科医師会の口腔医療センターにおいて、研修を積んだ会員の歯科医師が治療にあたっております。摂食・嚥下がうまくできない高齢者を担当されている方は、ぜひご相談ください。

3. 高齢者口腔ケア研修事業

施設や居宅で実際に口腔ケアを行っている介護職や医療職の方を対象に、研修会を開催しています。

- ①大学等の著名な講師による講演会（大規模研修会）
- ②講義および実習による研修会（中規模研修会）
- ③希望される施設へ出向いて行う実習（小規模研修会）

といった形式で行っています。札幌市と共に行っている事業ですので、札幌市からも案内があると思いますが、詳しくは歯科医師会までお問い合わせください。

今後ますます進む高齢化社会では介護・医療の連携が必須と考えられます。皆様の業務の一助として、歯科医師会のご利用をお勧めします。

一般社団法人札幌歯科医師会（事務局）

〒064-0807
札幌市中央区南7条西10丁目
TEL 011-511-1543 FAX 011-511-1530
URL : <http://sasshi.jp/>



イメージキャラクター「さっしい」



大規模研修会の様子



中規模研修会の様子

札幌市からのお知らせ

要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)が

利用しやすくなります。

- 札幌市では、要介護者または障がい者のうち、ごみをご自身で排出することが困難な方であって、身近な人や地域活動による支援を受けられない方に対して、ごみの排出を支援する「さわやか収集」を実施しています。
- 事業内容を見直すため、西区で平成24年10月から実施しているモデル事業での検証を踏まえ、**平成26年4月から全市において対象者の要件を拡大するなど「さわやか収集」が利用しやすくなります。**
- 拡大する対象者の要件に該当する方の申請方法や受付の開始時期等については、広報さっぽろ3月号や札幌市のホームページ等でお知らせいたします。

事業内容

- ①生活ごみ（燃やせるごみなど）の排出支援
 - ・週1回、利用者の自宅に訪問して生活ごみを収集します。
 - ・利用者は分別区分ごとにごみ袋に入れて、居宅の玄関先等に排出します（共同住宅は上層階でも収集）。
- ②大型ごみの排出支援
 - ・第三者立会いのもと、利用者の家の中からごみを運び出して収集します。
- ③安否確認
 - ・希望者に対しては、ごみの収集時に毎回、声掛けを行い、異常が疑われる場合は、緊急連絡先等へ通報します。

対象者の要件

家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の①から③のいずれかに該当する方。

なお、お二人以上の世帯の場合は、世帯全員が要件に該当することが必要です。

- ①介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害程度区分3以上。
- ②介護保険の要支援1～要介護1または障害福祉サービスの障害程度区分1～2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
- ③障害福祉サービスの同行援護（障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスの一つで、視障がい者の外出に係る支援）を利用していること。

※ ①は現行の要件。②、③が拡大する要件。

利用方法

- ①希望者は、清掃事務所に電話等で申請します（申請方法や受付の開始時期等については、広報さっぽろ3月号や札幌市のホームページ等でお知らせします）。
- ②申請後、清掃事務所職員が、希望者と日程を調整して訪問調査を行い要否決定します。
- ③決定後、対象者に対してごみの排出支援を行います。
- ④利用は無料です。

お問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部業務課 渡辺、酒谷 電話：211-2916



コラムVOL. 2 『 民生委員は大変 』

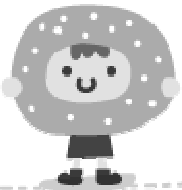
NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人



札幌市民生・児童委員の改選は12月である。わが町内のとてもよく活動してくれた民生委員が昨年夏に急死。その後は他地区の方が代行を務めてくれていた。ずっと代行というわけにも行かないのだろう。そのお鉢がとうとう私のところに回ってきた。「何とか頼む」と（うむを言わせない雰囲気）で依頼してきた町内会長によると、わが町も高齢化が進み、75才を超えて定年を迎える民生委員が続出、また転居とか死亡とかで欠員が増えて来ているという。

児童相談所や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターにいた頃は民生委員さんにはずいぶんお世話になった。そろそろ恩返しをしなければいけないのかなとも考えて、迷いつつも引き受けてしまった。その後、初任民生委員の研修や引き継ぎの活動を経る中で早くも大後悔している。なにせ活動内容が半端ではない。65才以上の一人暮らし宅の訪問活動がメインであるが、これが想像以上に件数が多い。引き継ぎをしてくれたベテラン民生委員によると年々増え続けていて訪問件数も毎月増えていく状況らしい。毎月、民児協の集まりのときに訪問状況を報告しなければならないので、私などその3日前ぐらいからバタバタと訪問していたりして、このプレッシャーはケアマネジャーやっていた時の月末訪問に似ているなあと……。ただ違うのは訪問しないことの減算もないが、訪問したことでの報酬もない。

介護保険利用でケアマネジャーがいるところは訪問しなくてもよいということはケアマネ時代に知っていたが、そのときは地域とのつながりがなくならないように民生委員は訪問してほしいなあ、と思っていた。立場が変わった今は、「あそこはケアマネがいるから」と聞いて、訪問しなくてもよいのだとホッとする私がいる。（誤解なきように付け加えますが、多くの民生委員は要介護の方のところへも訪問しています）



こんにちは！窓

顔の見えるつながりをコンセプトに行政や地域包括支援センターの主任ケアマネなどケアマネジャーと関わりの深い方々をご紹介します。

厚別区保健福祉課

保健支援係長 森本 友香 さん



地区別高齢化率第1位の青葉と、第2位のもみじ台を抱える厚別区の森本です。多くの高齢者が住む厚別で、みんなの笑顔を増やすべく、日々奮闘しております。ケアマネの皆様、これからも手をつないで一緒に歩いていきましょう。よろしくお願いたします。

厚別区第2地域包括支援センター

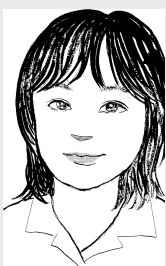
主任ケアマネ 田中 真弓美 さん



包括での仕事は7年が経ちました。経験年数は長くなりましたが、センサーが鈍ったり、迷い、悩み、自分のちっほけな知恵と考えを振り絞りこれで良かったのか？と振り返り、折れそうになる時もあります。そんな時、事業所の垣根を越えてスキルアップを目指した有志の会「厚別区主マネの集い」に参加すると、パワーをもらい蘇えることができます。学びももちろんの事ですが、情報交換をしたり学びの後の懇親会では本音トークで大笑いしたり、「つながり」を感じます。厚別区内で把握できている主マネは27名ですが、もっといらっしやるのかも……。主マネのみなさんは是非ご参加くださいませ。

厚別区第1地域包括支援センター

主任ケアマネ 山端 静香 さん



事務所が厚別町山本という交通の不便な場所にあるため、来所相談に来て下さると聞くと、とても申し訳なく「どちらへでも伺います！」とフットワーク軽く出向いております。居宅のケアマネジャーさんからの相談を受ける機会も多く問題は多岐に渡り、すぐに解決には至らないことが多いですが一緒に悩み考えられる支援ができるよう自分自身もスキルアップしていきたいと思っております。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー



知っ得 4時限目 アセスメント

「家族への支援の必要性」

居宅介護支援サービスは、要介護者等の本人だけでなく介護者も含めた家族全体を介護にかかわる援助の対象としてとらえることになります。

「家族関係の調整の必要性」

要介護者と家族の間には、居宅サービスについて何点か意見の相違がみられることがあります。例えば介護に対する意向や生活課題のとらえ方や解決策、サービスの頻度等があげられます。介護支援専門員は介護支援サービスを進めるうえで最も発言しにくい者、最も発言していない者の立場に立って調整することが重要です。あとは時間をかけて家族全体の調整を行います。

「家族員の自己実現への支援」

介護サービスを活用することによって家族員の介護負担を軽減し、家族員の就労の継続や趣味等社会活動の自己実現を支援する視点も重要です。

「家族員の健康管理への支援」

多くの家族員は介護の中心を担っている為、身体的・精神的に健康を害する場合があります。このため介護支援専門員は居宅サービス事業所と連携を取り家族員の健康面に配慮します。健康を支援していくためには家族員とのコミュニケーションを深め予防的対応を行います。例えば居宅サービス計画作成にあたり、介護者の受療時間や休息の確保等盛り込むことも検討します。

家族員の健康状態が安定していなければ、要介護者の在宅生活の継続が危ぶまれます。

札幌市では介護保険未申請者に対して一次予防事業すこやか倶楽部等や二次予防事業の健康教室、自宅に看護師や理学療法士の訪問を行う事業がありますので介護者も健康で健やかに暮らすために、最寄りの介護予防センター、地域包括支援センター、区役所保健支援係へ問合せして下さい。



今月のQuestion

HOJICETSU 110 Question

『今月のQuestion』は、本会のホームページで公開している札幌市Q & Aなどの情報を掲載します。今月号は、会員ケアマネの疑問に対する札幌市介護保険課の回答です。ただし、Q2の回答につきましては、紙面の都合上、掲載が難しいためホームページ(会員Q & A)にてご覧くださいませようお願い致します。何卒ご了承ください。

札幌市ケアマネ連協ホームページ (<http://sapporo-cmrenkyo.jp/>)

『札幌 ケアマネ』で検索可能



Q1. 短期入所生活介護に引き続き短期入所療養介護を利用した場合、30日を超えるかどうかはどのようにカウントするのでしょうか？

A1. 短期入所生活介護と短期入所療養介護は別の介護サービスであり、短期入所生活介護に引き続き短期入所療養介護を利用した場合(短期入所療養介護に引き続き短期入所生活介護を利用した場合)については、引き続き短期入所療養介護(短期入所生活介護)を利用した日が起算日となります。トータルで連続利用が30日であることをもって、連続31日目を自己負担とする取り扱いとなるものではありません。

平成26年1月 札幌市介護保険課

会員ログイン後、ページの左側にある「お役立ちQ & A」からご覧ください。

※会員ログインのIDとパスワードは、郵便封筒に貼ってある住所シールに記載しています。

例：会員No.1 xxxx OO区支部 の住所シールの場合
→この例では、IDが『0001』の4ケタ、パスワードが『xxxx』となります。

Q2. 認定結果が出ていない方も暫定のケアプランを作成した際に、サービス担当者会議を行います。認定結果が出ていないうちは認定の効力が発生していないので、暫定でケアプランを作成した場合、認定結果が出たらもう1回サービス担当者会議を開催しなければならないのでしょうか？

※回答はホームページでご確認願います。

～ケアマネ奮闘記①～

ケアプランセンター光生舎ゆいま～る・もみじ台 管理者 佐々木 祥信

光生舎は、自身も障害者である前理事長（高江常男）が、「企業授産」という独自の理念に基づき、身障者が自らの手で働く場を事業化したものです。障害者と健常者が助け合って自立する。この理念のもとに長い間活動を続け、日本でも指折りの授産施設となることができました。この大きな法人の中のちっほけな居宅が、私のいるケアプランセンター光生舎ゆいま～る・もみじ台です。

旧もみじ台南小学校の校舎を改築して、ケアプランセンターの他にデイサービスとヘルパーステーション、就労支援B型の喫茶店く・る・るも併設されています。居宅は平成24年11月に事業を開始し、まったくのゼロからの出発でした。地方の町でのわずかな経験しか無い私にとって、苦難の道のりを歩むことになることは当然でした。まして、施設長からはいい意味でケアマネマネジメント業務の全てを「丸投げ」され、居宅そのものをマネジメントするところから始められた・・・これが今思うと、私の仕事スタイルに役に立っていたこと！まずはケアプラン作成と同じです。目標をきちんと立てて運営方針をきちんと決める。名刺やパンフレットを作成し、毎日営業活動。救われたのは厚別区の地域包括支援センターに、実務研修を共に受講した同期の方がいて、研修時の私の印象がよほど酷かったのが、覚えていただき、私にとっては嬉しい再会、センター職員にとっては「やっかいなヤツが来たな」という感じだったかも(>_<)

そうして、少しずつネットワーク作りをしていき、病院の先生と喋れるようになってからが仕事の依頼が増えてきたように思います。とにかく営業して顔を覚えてもらうのが業務のひとつです。ケアマネは営業マン。普通じゃいけないのが、専門家の視点！私が利用者さんと面接しているとき大切にしていることは、その方が抱えている問題を個別的な視点でとらえること。そしてサービスを利用するにあたり、メリット、デメリットを共に考え、ご本人にとっていい結果に導くように支援する姿勢を大切にしています。あとは言うまでもなく「公正・中立」な立場を堅持！業務に行き詰ったようなときは、数々の研修で学ばせていただいた五十嵐智嘉子先生（北海道総合研究調査会・理事長）がおっしゃっていた「時には遠くから離れて見てごらん下さい。パーズアイの視点、わかる？鳥の視点よ。何かが見えてくるわよ」という先生のお話が今でも鮮明に記憶にあります。



～ケアマネ奮闘記②～

特別養護老人ホーム厚別園 八木 考二

これまでの介護経験を活かして、「新たな事に挑戦したい」と思い、平成25年3月から、施設ケアマネジャーとして働いています。

入社した時は「1年後は仕事にも慣れていだろう」と軽く考えていましたが、わからない・理解していなかった事が多く、毎日が勉強で、瞬く間に月日は流れ、もうすぐ1年を迎えます。

この1年の中で一番反省した事は「すぐに自分の考えがブレる」という事でした。早急な対応が必要な問題が起きた時に、自分の考えを提案しても、他の意見が出たら「その方が良いかな」とすぐに方向転換。結論で「ケアマネの考えは？」と問われた時に、答えられない。という結果になり、ブレた事で話し合いが右往左往してしまった事が何度も…。この癖(?)は直さなければと思い、今は話合う前に「ブレるな」と深呼吸をしています。意識する事で、しっかりと意見を集約した上で、結論をまとめられる様になったかな？と思っています。

まだまだ課題は残っていますが、早く「仕事は慣れました！」と胸を張って言える様に、日々精進して行きたいと思っています。



掲示板コーナー

区支部研修会の最新情報は、会ホームページ
<http://sapporo-cmrenkyo.jp/> をご覧ください。



平成25年度 札幌市介護支援専門員 指導者研修会のご案内

地域の介護支援専門員に対する指導的役割を担う地域包括支援センター、区保健師及び主任介護支援専門員が、ケアプランを評価、指導するとともに、個々の介護支援専門員が有しているケアマネジメントに係る課題に対し適切にスーパーバイズできるような専門的知識、技術の習得を図ることを目的に開催いたします。

主催 札幌市、札幌市介護支援専門員連絡協議会

日時 平成26年2月18日(火)
13:30～17:00 ※受付開始13:00

会場 北海道自治労会館 5F大ホール
(札幌市中央区北6条西7丁目) JR札幌駅 徒歩5分

定員 定員300名 **参加費** 無料

対象者 主任ケアマネ、包括職員、区保健師

講師 北翔大学 講師 寺田 香 氏

内容 『仮)事例検討の展開方法について』

申込み 市内対象事業所に別途ご案内しております。
事業所に所属されていない方は、本会ホームページから申込書をダウンロードしてお申込みください。

問合せ先 札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局
TEL 011-792-1811 FAX 011-792-5140

平成25年度 札幌市介護支援専門員 新任研修会のご案内

新任期にある介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう専門的知識、技術の習得を図ることを目的とする。

主催 札幌市、札幌市介護支援専門員連絡協議会

日時 平成26年3月11日(火) 9:30～16:30

場所 札幌市社会福祉総合センター4階大研修室
(中央区大通西19丁目)

定員 250名 (先着順・要事前申込)

参加費 無料

内容 午前①「生活保護の基礎と介護保険について」
午前②「自立支援法と介護保険について」
午後 「介護支援専門員としての基本」

申込み方法 市内対象事業所には別途案内を郵送致しますのでご確認ください。事業所に所属されていない方は、本会ホームページから申込書をダウンロードしてお申込みください。

お問い合わせ 札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局
TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140



札幌市ボランティア研修センター主催 認知症サポーター養成講座

認知症の方を理解し、認知症の方が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、認知症のケアを学び、考えることを目的に開催します。

日時 2月20日(木) 10:00～11:30

テーマ 「認知症を学び、地域で支えよう」

講師 キャラバンメイト

(札幌市保健福祉局介護保険課登録)

定員 30名

受講料 無料

申込期間 12/20(金)～2/17(月)

札幌市ボランティア研修センター主催 1日福祉セミナー

現在の福祉を取り巻く様々な課題の実態とそれに対する取り組みを学ぶことにより、これからの社会福祉のあり方を考えるきっかけとなることを目的とする。

日時 3月7日(金) 13:30～15:30

テーマ 「発達障がいについて考える」

講師 札幌市自閉症・発達障がい支援センター
所長 加藤 潔 氏

定員 40名

受講料 500円

申込期間 1/7(火)～3/4(火)

申込み先・会場 札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター(札幌市中央区北1条西9丁目リンケージプラザ2F)

《必要事項:研修名・氏名・性別・年齢・所属・役職・連絡先》 TEL 223-6005 FAX 261-8881 mail:vc@sapporo-shakyo.or.jp